

香川県病院局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月27日

香川県病院事業管理者 榎 野 博 史

香川県病院局管理規程第1号

香川県病院局財務規程の一部を改正する規程

香川県病院局財務規程（平成19年香川県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(病院長への事務委任)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 1件400万円を超える固定資産の取得（建設改良工事によるものを除く。）に関する事</u>。</p> <p><u>(3) 略</u></p> <p>2 略</p> <p>(現金取扱員の設置)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 現金取扱員は、県立病院課及び各県立病院の職員のうちから管理者が命じ、上司の命を受けて、現金の収納及び第36条第1項に規定する現金の支払に関する事務をつかさどる。</p> <p>3 略</p> <p>(小口の支払)</p> <p>第36条 企業出納員又は現金取扱員は、前条第1項の規定にかかわらず、債権者から1件1万円以下（診療収入に係る過納金又は誤納金にあっては、1件5万円以下）の現金による支払の申出があり、かつ、現金で支払をしなければ事務の遂行に支障が生ずると認められる場合は、領収書と引き換</p>	<p>(病院長への事務委任)</p> <p>第2条 医療収入その他の収入（国庫補助金その他本庁で取り扱うものを除く。）及び病院事業管理者（以下「管理者」という。）が定める予算の執行計画の範囲内における支出に関する権限に属する事務（次に掲げるものを除く。）並びに香川県出先機関事務決裁規則（昭和44年香川県規則第5号）別表2の7の項第20号から第26号までに掲げる事項は、各県立病院の長（以下「病院の長」という。）に委任する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>四輪以上の自動車の取得に関する事</u>。</p> <p><u>(3) 1件250万円以上の固定資産（四輪以上の自動車を除く。）の取得（建設改良工事によるものを除く。）に関する事</u>。</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(現金取扱員の設置)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 現金取扱員は、県立病院課及び各県立病院の職員のうちから管理者が命じ、上司の命を受けて、現金の収納に関する事務をつかさどる。</p> <p>3 略</p> <p>(小口の支払)</p> <p>第36条 企業出納員は、前条第1項の規定にかかわらず、債権者から1件1万円以下（診療収入に係る過納金又は誤納金にあっては、1件5万円以下）の現金による支払の申出があったときは、領収書と引き換えに小口資金から現金で支払をすることができる。この場合において、企業出納員は、小</p>

えに小口資金から現金で支払をすることができる。この場合において、企業出納員又は現金取扱員は、小口資金整理簿に所定の事項を記帳しなければならない。

2 略

口資金整理簿に所定の事項を記帳しなければならない。

2 略

